

## 第19回障害者支援センター運営委員会の協議結果について

■開催日：平成21年3月17日（火）14時～16時

■場所：ラポール2階 大会議室B

■出席者：委員11名（定数11名）

オブザーバー1名

横浜障害児を守る会連絡協議会副会長 小長谷氏

### ■次第

#### 1、報告事項

##### （1）平成21年感謝の集いについて

管理課長：欠席は横田委員、八島委員、石井委員で本日の運営委員会は成立している。

### ■報告事項

##### （1）「第28回感謝の集い」について

管理課長：資料1にもとづき説明。

##### （2）平成21年度横浜市社協障害者支援センター事業計画並びに予算(案)について

管理課長：資料2にもとづき説明。障害者支援センターは、引き続き障害者の自立と福祉の増進に向け、共生の理念のもと、障害児・者の地域生活支援をより一層推進する。本年度は、区社協・地域ケアプラザとの連携・協働による取り組みを本格的に推進するために「障害児・者事業担当者会議」を新たに開催していくほか、運営法人の統合を行なった活動ホームを対象とする助成を新規に開始する。更に、市社協における障害福祉部門の中心的部署として、区社協や他部署と緊密に連携して、組織一体化のメリットを活かし、より効果的かつ合理的な事業推進体制を図るため、事務室を市社協のある社会福祉センター内へ本年秋を目途に移転いたしたい。事業について要点説明。「障害者地域活動ホーム事業」は、平成21年度予算額4億8,491万1千円。本年度20年度比で3,586万3千円の増。増額は生活支援事業の新規事業として、運営法人の統合をおこなった活動ホームが行なう生活支援拡大のモデル事業として1活動ホームあたり60万円の半年分を助成するため。「セイフティーネットプロジェクト横浜」の予算額は133万4千円。共同募金配分金を財源としており、平成21年度は、コミュニケーションボード、カードの普及啓発の増進と出前講座の普及活動を行う。「障害児・者事業担当者会議」であるが、予算計上はないが、市社協と区社協、地域ケアプラザとが連携・協働し、障害児・者の地域生活支援をより一層推進するため障害福祉事業に関わる区社協、ケアプラザなどの担当者連絡会議を課題ごとに開催したい。また、障

害者地域活動支援センター作業所型助成事業は、22億3,391万7千円の予算で、4億693万2千円の増額。自立支援法下の事業移行に伴う箇所数の増によるものである。販路拡大事業は、予算額889万6千円、105万円の減額。これはカタログを改定を行わないためである。次に障害者地域作業所等賠償責任保険は平成20年度との比較で100万円の減額となっているが、平成20年度の契約実績に基づく減額である。続いて事務費は、1,398万6千円の予算であり、682万円の増額。これは事務所の移転のための経費として180万円、設備備品購入費として450万円、その他通信連絡用経費として52万を予定している。

谷口委員長：事務所移転が秋に予定されているという事だが、事務所の場所は決定しているのか。

管理課長：時期としては9月から10月にかけて予定している。場所は健康福祉総合センター9階、大会議室Cを予定している。現在の事務所スペースより一回り大きなスペースとなる。

谷口委員長：移転後も支援センターの行動様式を大切にしたい。駐車スペースは確保されているのか。

高木委員：スペースは不十分だと思う。建物の敷地内には中中駐車できない。雨の日も周辺の一般駐車場を利用するしかない。車椅子の乗り降りが大変なので、敷地内で駐車できるとありがたい。

事務室長：事務所移転にあたっての課題の一つである。敷地内には普通車であれば何台か駐車できるが、大きい規格の車両や介護型の車両については建物内の立体駐車には入らない。隣接しているピオシティには6階建ての駐車場があるので、活用しながら対応していきたいと考えている。

谷口委員長：ぜひ、少しでも利用しやすくなるように調整をお願いしたい。

三橋委員：来年度の職員体制に変更はないのか。

管理課長：職員数については、従来どおりである。

三橋委員：徐々にでも増えて欲しいと考えている。

佐藤委員：グループホームの箇所数だが、予算書には「93⇒94」となっているが、事業計画書では「新設4カ所」となっている。これはなぜか。

管理課長：予算書記載の箇所数の比較は昨年度の予算上との比較で、今年の新設は4カ所である。

佐藤委員：グループホーム入居の希望は多いが、現実的には本人と保護者にとってグループホームが安心できる状態ではない事が数字に表れているように感ずる。安心した住まいが欲しいという要望が多い現状があってもグループホームが増えていかないうちに、グループホームの前々からの課題である「1運営委員会、1グループホーム」で運営していく限界が見えている。

管理課長：横浜市全体のグループホーム新設予定数としては36ヶ所で、A型は4カ所である。

菊地委員：精神のグループホームでも同じような状況である。

谷口委員長：室津委員に伺いたい。新しいシステムを作らないとグループホームができないとお考えになっていたと思うのだが。

室津委員：作り手がいない、という問題がある。法人でも無理して立ち上げているようだ。増やす必要は感じながら、お金の問題もあるし、人の問題もある。法人によっては増やしすぎて運営が厳しいという状況もあるようだ。新しい担い手が増えていないので、新しいグループホームを立ち上げると人を異動させなければいけないし、新しい人材が確保できていないと、立ち上げる事ができないというのが現状である。

内田委員：横浜市には身障グループホームがあるが、年々足らなくなっている。これから保護者の高齢化に伴って「入りたいけど入るところがない」ために、色々な所を泊まり歩くというような障害者が増えてくるのではないかと心配している。

谷口委員長：人手という事では、介護福祉士などの養成では名門だった専門学校などが廃校になっているという現状もある。横浜市だけの問題ではないが、何か考えないといけない。

高木委員：人材育成をやらないと福祉業界になり手がなくなってしまう。

室津委員：「どうしたら辞めずに済むのか」という事もっと考えるべきである。今、福祉業界に来る人は給料が低いと分かっている、それでも福祉の事をやりたいという人が集まっているが、一年くらいで辞めてしまう事が多い。その人たちが本当の面白さが分かる前に辞めてしまうという事を、どのように防ぐのかを真剣に考えるべきだと思う。グループホームも今以上に大きい単位を作って、異動できる仕組みを作らないと、今勤務しているところで人間関係が上手く築けないから辞めてしまう、という事が起きてしまっている。もう一回他の場所で勤務できるようなチャンスを作るという事も考えるべきだと思う。

高木委員：少ない人数で運営しているので、過重労働になって辞めていく人がいる。誰かが辞めると残った人たちに更に仕事が振られるので、より大変になってしまう。

菊地委員：精神のグループホームでは、運営団体・設置団体の事務局が非常にボランティアな状況になっていて、事務局体制も十分でない中で運営しているので、現場でおこっている課題をサポートできないという本当に悪循環な状況が問題となっている。自立支援法に移行した際、請求事務の煩雑さから半分くらいの職員が退職したという実態がある。市精連でもサポートしながら運営していたが、結局は半分近くの職員が辞めてしまった。今、自立支援法の制度を活かして、定員を増やしてサテライトを作るなどして運営費を上げて事務職員を採用するというやり方などで対応している。

高木委員：職員の給料単価を抑えて複数体制にして運営していく事も考えないといけない時代になったのかな、と思っている。

室津委員：グループホームの規模が大きくなるという事は、入居者にとっては住みづらくなる事に繋がるので、小さいままどうやって運営を続けていくか、という事を中心

にしなければいけないと考えている。運営のために規模を大きくする事で、障害者にとって住みにくい場所になっていく事は避けるべきだが、1運営委員会で1グループホームという運営形態は無理だと思っている。小さいまま複数が集まって運営をする。ホーム単位だけではなく全体を見る人を設置する事でかなり状況が変わるのではないかと、という事で横浜市にも要望をしているが、予算措置がなされない状態が続いている。

高木委員：一歩でも前進していれば前向きにもなれる。少しでも進んでいけるように配慮して欲しい。施設数が増えて全体の予算額は増額しているが、一つ一つの運営をみると全く変わっていない状況。毎年毎年、少しずつでも職員の給料がアップしていかないと退職者が増え、結局、残った職員がバタバタと倒れてしまうのではないかと。もっと先の事を考えていかなければいけない。

室津委員：横浜市は、国の事業であるB型は増額するが、横浜市独自事業としてのA型グループホームは増額しない方針でずっときている。国の事業があるのだから、B型に移行すべきであるというのが横浜市の基本的な方針。その意味では今の国制度をつかって移行していく事を考えないと、今のA型グループホームのままでは運営ができないという事があるのだと思う。グループホーム連絡会としては国の制度を使いながら、運営については障害者支援センターの支援を得る事を考えている。運営費の問題で国制度に移行せざるを得ないというのが現実。

谷口委員長：次の議題が、協議事項「活動ホームの連結連合と相談体制」「グループホーム支援体制の整備について」で、多少関係する議題でもあるので、議題を変えて話を進めていきたいと思う。

支援課職員：資料3にもとづき説明。

「生活支援事業モデル事業」は平成21年度からの新規事業として認められた。事業の趣旨は、「複数の機能強化型活動ホームが連結・連合を行なって、活動ホームの運営基盤を強化する事により、生活支援事業のさらなる機能強化を推進する。特に機能強化型活動ホームが障害児地域訓練会の支援を行ってきた機能に着目し、主として障害児と家族への支援体制強化に重点を置き、地域生活の安定化を図る」というものである。機能強化型活動ホームの運営主体はNPO法人となったが、小さな単位での活動が継続されている。運営をバックアップする法人を大きくしながら、現場の単位は小さいまま維持をしていく、その中で日中活動の充実も活動ホームが独自に展開している生活支援事業についても強化していく取り組みである。

生活支援事業のモデル事業の内容だが、「生活支援事業の専任職員を配置し、利用登録者の生活状況の把握、アセスメント、利用調整等を行うとともに、より幅広い地域の障害児者への対応を進める。また、緊急時においてこの職員がサービスの提供にあたる事を可能とする。なお本事業は、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（特に地域コーディネーター）との連携・協働を諮りながら推進する」という構想である。現在は生活支援事業として、一時ケア、余暇活動、おもちゃ

文庫、ショートステイといった事業を実施しているが、専任の職員体制ではなく、日中活動に携わる職員が兼務しているというのが実情。モデル事業では、専任職員を配置し、なおかつ活動ホームが一体化されて一つの法人としてまとまっているので、活動ホームを超えて生活支援事業部門として連携ができるような体制を考えている。今まではできる範囲で展開していたインテーク、例えば初期相談、利用登録時の相談を今まで以上に丁寧に対応し、その方に必要なサービス提供を行っていききたい。専任職員体制が整備できる事により、緊急時でも専任職員が対応したり、積極的に訪問活動も実施できるのではないかと考えている。更に医療スタッフの配置が必要で、予算化はしていないが、今回の連結・連合してモデル事業に取り組む活動ホームについては、個別給付事業への移行を検討しているので、これによって医療スタッフ、具体的には看護師の配置が可能になるので、医療的ケアが可能になるのではないかと考えている。障害者支援センターとの関わりだが、地域コーディネーターを中心に協働して相談対応していくような構想を持っている。これによって、児童相談所、学校、療育センター、社会福祉法人型の活動ホーム、区役所など様々な関係機関・支援機関とも一緒に展開できるようになるのではないかと考えている。このモデル事業の実施時期だが、平成21年10月頃からを考えたい。

谷口委員長：それでは、グループホーム支援体制の整備についても、続けて説明をお願いしたい。

事務室次長：グループホームの支援については障害者支援センターとしても重点項目として位置づけている。具体的には資料3に記載している3つの項目を考えている。まずモニター活動の拡充である。室津委員の話にもあったとおり、徐々にB型への移行が進んでいく可能性もある。これまで支援センターはA型グループホームの運営支援を行ってきたが、B型グループホームについてもご希望によりモニター活動を展開していこうと考えている。更にモニター活動の内容と体制も充実したい。例えばグループホームに入居者の中には、就労されている方も多くいらっしゃる。勤務先において人権侵害を受けている事もあるかもしれず、また消費者被害や虐待、セクシャルハラスメントなどについても聞き取り項目に加筆し、聞き取りを行う予定である。モニター委員は現在20名おり、そのうち弁護士の方は4名。人権問題が判明した場合、速やかに対応できる体制を確保するためにも、できれば弁護士の委員を増員いたしたく、センター長にも相談している。

次に地域居住の推進に向けたシステムの検討だが、現在、横浜市において障害者プラン第2期の策定に関して、最終段階に入っているようだが、その中にも盛り込むよう要望しているところである。と同時に、谷口委員長のご提案のとおり、関係者で集まって課題を出し合うという機会を設定すべきではないかと考える。3つ目の項目としては、B型への移行を希望するグループホームへの支援を強化していきたいと考えている。法人格の取得や、グループホームの連結・連合、B型制度に関する情報提供などについて、きめ細かく対応していきたい。

三橋委員：活動ホームは、従来型、機能強化型、法人型という3つの形態がある。機能強化型活動ホームは訓練会と作業所が利用する場所という事で、活動を展開してきたが、訓練会は非常に重要なところである。親が障害のある子どもを育てていく中で、周囲みんなで受け止めて、仲間作りをしていく場所である。こうした中で法人型と機能強化型との違いについても考えてきた。活動ホームがどういう役割を担うのか、何を支援していくべきなのか、を話し合いながら連結・連合のイメージを固めてきた。それは子どもも大人も活動ホームを拠点としながら、人や地域と関わりながら生活をしていくための体制作りをしていく事だと考えている。相談について、ごく身近な相談、「何かちょっとした事を話せる」場所が欲しい、という声もある。改まって勇気をもって相談に行く、という事ではなく、サービスを利用しながら気軽に話せる場所があって、そこから見えてくるものを大事にしていきたいと考えている。モデル事業としての実施だが、ぜひ良い形に展開できるように取り組んでいきたい。4月からは中区と磯子区、秋には金沢と栄とが一体化できるよう準備を進めている。

谷口委員長：あえて問題提起させて頂くが、現在、横浜市内で地域療育センターが整備され、学校にもコーディネーターが配置されている中で、なぜこの事業が必要なのか、その方法論と意義をもっと明確にすべきだと思う。

三橋委員：活動ホームは専門性を発揮するだけではなく、お子さんや家族をゆったりと受け止めて、お子さんに寄り添いながら、また、保護者の方にとっても仲間づくりができて、障害に関して理解ができるような、きっかけ作りの場所として役割を發揮できればと考えている。

谷口委員長：私は、従来の制度設計による相談対応ではできなかったシステムを実現するための取り組みであると感じている。極端にいうと一緒に居て、一緒に考えて、一緒に解決していくシステムだと思う。相談者を分類して、方法を提供するのではなく、一緒に考えていく相談活動で、役割分担としての分類だけではなく、前向きな取り組みである事を明確にしていくべきだと思う。

三橋委員：訓練会の方々と話をすると、「相談窓口」はあるが、求めている「相談」ではない、という事をよく聞く。

下山委員：療育センターがあって、コーディネーターが配置されていても、気持ちの面で「支えられていない」と感じる事は多くある。地域での訓練会や仲間づくりの中で支えられるという事は非常に多くある。療育センターがあるから大丈夫、という事ではなく、活動ホームのような取り組みの必要性を認識していく必要があると思う。訓練会に募集をかけても子どもが集まらないという現状がある。声を掛けても「療育センターがあるから」という事で参加者が増えない。必要性や大切さをもっと伝えていかないといけないと思う。

内田委員：障害者本人が相談にいても、なかなか対応してもらえない事がある。私たちに相談があった場合、最後まで対応していかないと結果として相談にたどり着かないケースがある。

谷口委員長：グループホームの支援体制についてのご意見はいかがか。室津委員にお聞きしたいのだが、先日のグループホーム学会でも議論されていたケアサービス供給体制とグループホームという場所とのセパレーションについて、どのようにお考えか。

室津委員：グループホームというイメージが、厚生労働省が考えたものが一般的になってしまっている。高齢者グループホームを例に話をすると、良くも悪くも色々な体制のグループホームが生まれている。今、グループホームでは合わないという方が増えてきているが、一人で生活したいかという、そういう訳でもないようである。新しい仕組みを考えていかなければいけない。グループホームではない仕組みも考える必要があると思う。

谷口委員長：今後、検討していかなければならない課題があるようだ。短い期間で、数回の場合を設定して議論を重ねていく必要があるのではないかと提案させて頂く。

下山委員：重心の方のグループホーム入居だが、軽度の方の入居するグループホームに入居する方がいいのか、重心の方だけでかたまってグループホームに入居すべきなのか、保護者にとっても課題である。一緒に考える場を作って頂きたい。

茨木委員：先ほどモニター活動に関して委員の拡充として弁護士の登用という話があった、それはグループホームの問題ではなくて、グループホームに入居している方の色々な問題について、取り組むというものだと思うが、繋がる先はどのようにお考えか。

事務室次長：現在、システムとして整備されているわけではない。今後の一年間を試行的に実施してみて、どのように体制を整備すべきか考えたい。もし人権侵害にあたるような問題が埋もれているのであれば、掘り起こしていかなければならないと考えている。ただし障害者支援センターには調査権限がなく、実際に顕在化してきた時の対応については課題があると思う。

センター長：先日、障害者施設の女性利用者が、施設職員に暴行されるという事件があったが、あのような事例が他にもあるのではないかと、思っている。ところが、なかなか明るみに出ないまま放置されているのではないかと。モニター活動はそういった事例を掘り起こす一つの端緒になるのではないかと、考えている。そして、それが可能なのは女性ではないかと、考えているので、先日、後輩の女性弁護士に、「モニター活動に協力してもらえる女性弁護士を紹介して欲しい」と伝えた。10年程度の弁護士経験のある女性弁護士を推薦してもらえるのではないかと、期待している。その結果として実態が顕在化してきた際に、人権侵害にあたる事案である場合には、弁護士会にある人権擁護委員会や、高齢者・障害者委員会など受け皿になる委員会はあるので、そういった機関で受け取って、きちんと対応していけると思っている。私としては顕在化してきた際の対応よりは、むしろ埋もれたままにしておく事に問題があると思っている。掘り起こしの部分に人的資源を投じたいと考えている。

室津委員：現在のモニター活動はA型グループホームを対象にした事業なので、B型に移行したグループホームは、モニター活動の対象ではなくなる。法人だけで見るのは

危険で、地域や支援センターなど様々な目で見えていかないと人権は守られないのではないか、と思う。A型からB型に移行した場合でも、そのままモニター活動の対象として継続させて欲しいし、むしろA型を基準にしてすべてのグループホームでモニター活動を展開する体制を取って欲しい。入居者の生活を見守る機関として、法人、障害者支援センター、区の自立支援協議会など複数の機関が関わるべきだと思う。ぜひB型にも拡大する仕組みづくりを検討して欲しい。

茨木委員：法人が大きくなりすぎると、法人内での人権擁護に関する意識は薄れてしまう事があるように感ずる。第三者評価もあるが浸透具合としては、経費の関係もあり、あまり浸透していないのではないか。

センター長：第三者評価制度は、事業者が経費を負担して、評価を受けるという制度である。経費も決して安いものではなく、それだけの経費をかけて評価を受けようとする事業者が多数出てくるかについては疑問である。結局、制度があっても活用されない状況があるので、障害者支援センターとしてはモニター活動を充実させたい。

事務室長：現在横浜市では障害者プランの第2期の策定をおこなっている。プランの中には、将来にわたる安心施策として、これまでの在宅障害者手当を全廃し、その財源をもって「親亡き後、安心して生活するためにはどうすればいいか」という課題について、早急に解決するという段階にきている。その中で、プロジェクトチームを立ち上げ、協議していく項目が3つ挙げられている。「後見的支援の推進」「多機能型施設」「移動支援再構築」の3つのプロジェクトだが、グループホームについては、地域生活をしていく上で有効な手段であり、人権の確立も含め大切な要素を担っているものだと思う。横浜市全体で検討していけるよう例えばプロジェクトチームの立ち上げなど働きかけをしていくべきだと感じた。

室津委員：プロジェクトチームは新規事業のために立ち上げる事が多いが、そもそものあり方、権利擁護の仕組みづくりについても協議していくべきである。

佐藤委員：作業所に他の法人が運営しているグループホームから通所している方もいらっしゃる。「残業をしたい」というので、理由を聞くと「夕食が5時に決まっていて、早く帰ると5時に食事をしなければならぬので、遅く帰って遅い時間に食事を取りたい」というものだった。かつて入所施設では夕方早い時間に夕食を提供していた事があるが、現在のグループホームでこういった事が行なわれている事に驚いた。また複数のグループホームを運営している法人では、一箇所ですべての食事を作って、各グループホームに運んでくるので、食事をする頃には冷えておいしくない、という事もあるようだ。こういった部分も含めて、チェックしていく機能をもつ第三者が必要である。

谷口委員長：モニター活動についてはぜひ拡充をしていくべきと考える。

三橋委員：高齢化している障害者の問題もある。日中活動の場でも高齢化に伴って、もともとの障害の要素に高齢になった事による症状も重なってくるので、特にグループホームにおいて大きな課題となるであろう。

菊地委員：精神の分野でも高齢化していく障害者への支援について検討が行われている。



室津委員：現在入居しているグループホームで、高齢になった場合のサービスを受けられるという事が基本だと考える。高齢化した人専用のグループホームが誕生したり、「何歳になったから、このグループホームに移りましょう」という事ではいけないと思う。行政は分類化する傾向があるが、基本を失ってはいけないと思う。

三橋委員：高齢者だけのグループホームを立ち上げる事を障害者支援センターは支援してくれるのか、という質問があった。そういった傾向に流れていくのではないかと心配している。

菊地委員：現在のグループホームは、民間のマンションや戸建てを借りているので、改造がなかなかできない。引っ越さないと対応ができない。高齢化に伴って設備が必要だが、現在の場所では改造ができないので、引っ越さなければいけないけれども、他の入居者は引越したくない、という事が生じてくるなど難しい問題が現実には多くある。

谷口委員長：高齢期の迎え方については、若いからの蓄積があって、高齢期に特別な要素が加わるという考え方を持つべきだと思う。このままでは障害者の高齢期のサービスも、お金がないと提供されないようになってしまうのではないか。

三橋委員：議論もそろそろ終了すると思うが、在援協から障害者支援センターに変わって5年、今後も障害者支援センターの理念を継承して頂きたいという事をお話しておきたい。

谷口委員長：それでは本日の議論は以上とさせて頂く。